

市報第7号

平成25年度横浜市事故繰越し繰越計算書報告

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成25年度横浜市事故繰越し繰越計算書を次のように報告する。

平成26年9月3日

横浜市長 林 文子

平成 25 年 度 横 浜 市

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
3 市民費	2 地域行政費	戸塚区総合庁舎 整備事業	円 115,123,680	円 72,617,202	円 42,506,478	円 -
6 こども 青少年費	3 こども福祉 保健費	障害児施設 整備事業	92,320,000	-	92,320,000	-
7 健康福祉費	5 健康福祉 施設整備費	特別養護老人ホーム 整備事業	22,643,000	-	22,643,000	-
7 健康福祉費	5 健康福祉 施設整備費	地域福祉・交流 拠点モデル事業	30,000,000	-	30,000,000	-
9 資源循環費	2 適正処理費	戸塚区品濃町 最終処分場 対策事業	540,022,514	163,800,000	376,222,514	-
11 都市整備費	1 都市整備費	東横線跡地 整備事業	56,475,360	46,944,500	9,530,860	-
11 都市整備費	1 都市整備費	長津田駅北口 地区市街地 再開発事業	1,224,200,000	1,128,300,000	95,900,000	-
12 道路費	2 道路整備費	道路特別 整備事業	261,076,920	19,399,000	241,677,920	-
12 道路費	2 道路整備費	街路整備事業	331,552,820	185,408,000	146,144,820	-
12 道路費	3 河川費	河川整備事業	54,785,830	32,784,850	22,000,980	-
14 消防費	1 消防費	消防車両 購入事業	48,316,610	-	48,316,610	-
14 消防費	1 消防費	津波避難タワー 調査設計事業	8,532,000	-	8,532,000	-
17 諸支出金	1 特別会計 繰出金	特別緑地保全地区 指定等拡充事業	99,120,240	73,179,000	25,941,240	-
一 般 会 計 計			2,884,168,974	1,722,432,552	1,161,736,422	-

事故繰越し繰越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳						説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他		
円 42,506,478	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	円 42,506,478	地元調整に日時を要したため
92,320,000	-	-	-	-	-	92,320,000	関係者との調整に日時を要したため
22,643,000	22,000,000	-	-	-	-	643,000	支障物件の撤去に日時を要したため
30,000,000	-	30,000,000	-	-	-	-	関係機関との調整に日時を要したため
376,222,514	376,222,514	-	-	-	-	-	支障物の発生により工事が遅延したため
9,530,860	-	-	-	-	-	9,530,860	大雪の影響により工事が遅延したため
95,900,000	68,000,000	-	-	-	-	27,900,000	関係機関との調整等に日時を要したため
241,677,920	144,914,000	15,510,000	-	-	-	81,253,920	大雪の影響等により工事が遅延したため
146,144,820	8,425,934	61,265,029	-	41,700,000	-	34,753,857	大雪の影響等により工事が遅延したため
22,000,980	7,053,132	5,605,434	5,605,434	-	-	3,736,980	大雪の影響等により工事が遅延したため
48,316,610	-	-	-	-	-	48,316,610	大雪の影響により工場が被害を受けたため
8,532,000	8,532,000	-	-	-	-	-	設計内容の変更により日時を要したため
25,941,240	-	-	-	-	-	25,941,240	支障物件の撤去に日時を要したため
1,161,736,422	635,147,580	112,380,463	5,605,434	41,700,000	-	366,902,945	

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
(みどり保全創造事業費会計)						
1	みどり保全 創造事業費	1 市民農園用地 取得事業	円 1,081,575	円 -	円 1,081,575	円 -
1	みどり保全 創造事業費	2 特別緑地保全地区 指定等拡充事業	99,120,240	73,179,000	25,941,240	-
みどり保全創造事業費会計計			100,201,815	73,179,000	27,022,815	-

翌年度 繰越額	左の財源内訳						説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般会計 繰入金	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他		
円 1,081,575	円 1,000,000	円 -	円 -	円 -	円 81,575	円 -	地権者との調整 に日時を要した ため
25,941,240	-	-	-	-	-	25,941,240	支障物件の撤去 に日時を要した ため
27,022,815	1,000,000	-	-	-	81,575	25,941,240	

参 考

地方自治法施行令（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第150条（第1項及び第2項省略）

3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

（繰越明許費）

第146条（第1項省略）

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

（第3項省略）

地 方 自 治 法（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第220条（第1項及び第2項省略）

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。